

## 第 5 章 提言

## 第5章 開発調査の評価手法にかかる提言

### 5-1 過去に実施された案件の評価と新規形成案件のための評価の違いの明確化

開発調査の評価手法を検討するためには、実施済案件と新規案件のための評価デザインの違いを明確化する必要がある。過去に実施した案件と新規案件で最も大きく異なる点は、前者が事前段階で評価計画が行われなかったことに対して、後者は事前に評価計画を行うことができる点である。

#### 5-1-1 過去に実施された案件の評価

本評価対象案件は、前者の過去に実施された案件であることから、本格調査前にモニタリングや事後評価を実施するための評価計画、すなわちベースラインが設定されていないため、事前から事後までの一貫した評価視点がない。これは現時点で殆どの開発調査実施済案件にも言えることである。現時点で事前に評価計画が作成されるようになったとしても、事後評価を実施するのが例えば10年後として、10年後によやく事前に評価計画をもった案件を事後評価できるようになる。

こうしたことから、今後開発調査の事後評価を実施していくに当たり、当面は事前の評価計画がない案件を評価することになる。このため、評価時点で当初の計画内容を出来るだけ正確に把握するため過去の情報収集を十分に行うことが必要とされる。特に、本評価調査のようにPDMの論理構成を用いて評価を実施する場合、評価用のPDMは過去の関係資料を基に作成することになるため、少なくとも書面で残っている情報はPDMに十分に反映する必要がある。本格調査の報告書類は勿論のこと、本格調査実施前に作成された事前調査報告書なども貴重な情報源となる。

特に、当初のスコープに何が含まれていたかを事前調査報告書で確認することにより、調査に内部化されていた要素とされていなかった要素を把握することは重要である。これにより、問題が生じている場合は何処に問題があったかを明らかにできる。

例えば、開発調査で策定された事業計画が、事業化段階で環境問題が原因で中止されたとする。この場合、調査のスコープに環境アセスメントの実施が含まれていたのであれば(内部化されている場合)、本格調査の内容が十分ではなかった可能性が高いが、仮に環境への配慮が現在ほど重視されていなかった20年以上前に実施された案件で環境アセスメントがスコープに含まれていなかった場合(内部化されていなかった場合)には本格調査自体には問題がなかったことになる。

#### 5-1-2 新規形成案件のための評価

今後実施される予定の新規案件の場合には、事前段階で評価計画の検討が可能である。本評価調査のように評価時に評価用 PDM を作成して評価を行う場合は、本格調査の事前段階である事前調査実施後に予めベースラインとなる PDM を作成することが必要となろう。これにより終了時評価実施前もしくは事後評価実施前にそれぞれ評価用 PDM 作成のためのベースが存在することになり、当初から何を成果やプロジェクト目標に位置づけて本格調査が実施されたかが明確になる。

また、PDM による位置づけの他、当該開発調査が、調査実施後に如何なる活用がされるのかという活用目標も計画当初から明確にしておくことが望ましい。これにより、本評価調査のような事後評価実施時に当該対象案件が目指していた方向性がより明確になる。

## 5-2 新規形成案件のための評価手法の検討

### 5-2-1 事前段階から事後までの一貫した評価手法の検討

上述のとおり、新規形成案件の評価のためには開発調査の事前段階から事後までの一貫した評価手法の検討が必要である。本評価調査のようにPDMを用いて、事前段階からPDMを作成して評価することも、開発調査の事前段階から事後段階までを一貫して捉えて評価するための一つの方法であろう。また、活用目標を事前評価表<sup>1</sup>に設定することも一貫した評価のための一つの方法として考えられる。いずれにしても、このためには開発調査の各段階(事前段階、本格調査実施段階、終了段階、終了後の活用段階など)におけるPDMあるいは事前評価表の作成方法(誰が、いつ、どのように等)および位置づけを十分に検討する必要がある。

### 5-2-2 協力形態に応じた評価視点の検討の必要性

事前から事後までの一貫した評価手法の確立とともに、近年多様化している開発調査の協力形態に応じた評価視点の検討が必要となろう。多様化している協力形態を分類するためには形態別(例:M/P、F/S、D/D、パイロットスタディを含む調査など)および分野別(農業、林業、水産など)の2つの視点が必要であり、それぞれについてさらに類型化してそれぞれの評価視点を検討することが望ましい。形態別では、例えば M/P の中には、特定分野の開発戦略を策定するような政策支援型や事業化を念頭においた長期計画および短期計画を策定する計画策定型があろうし、一方、分野別では、例えば農業案件

---

<sup>1</sup> 「事前評価表」とは、事前段階(開発調査の場合は本格調査実施以前)に作成される表であり、当該案件が達成すべき成果の目標等を示すため考案されたものである。これをベースラインとして事後に成果の達成度を検証することを前提としている。

には、灌漑型や農村開発型の類型などが考えられる。

### 5-3 評価実施体制の整備

今後、開発調査の評価手法を確立していくに当たっては、評価手法の検討を行うのみならず、評価を実施する体制づくりも同時に考えていく必要がある。

本評価調査では、事前に評価計画が作られていなかった 80 年代に実施された開発調査を評価対象としたため、開発調査の要請が出てきた背景等を、事後的に収集可能な限られた情報の中から把握していく作業が必要となった。この場合、信憑性のある情報を収集するには相当の労力を必要とする。こうした状況を改善して、評価の実施効率性と評価の質を向上していくには次の点が重要と思われる。

第一に、信憑性が高く、偏りの少ない情報に基づいた評価を行うためには、事前の評価計画が必要であることはもとより、開発調査の要請段階から本格調査の実施が終了するまでの一連の流れの中で生じる評価に必要な情報を容易に確保できる体制を構築する必要がある。

例えば、要請を受けて案件審査が行われ事前調査が実施されるまでの間には、開発調査の要請の背景や調査のスコープなど本格調査が実施されるに至った経緯や取決めにかかる情報が含まれる文書等<sup>2</sup>が存在する。評価時点で容易に必要な情報が活用できる状況にしておくことにより、当初からどのような必要性をもって案件が要請されたのか、政府間の公式な取決め上本格調査の範囲には何が含まれていたか、当初から本格調査の成果は如何なる活用のされ方が期待されていたのかなどを明確にすることができる。

第二に、情報を容易に確保できる体制が整っていても、必要情報が存在しなければ意味がないことから、当初からできる限り評価に必要な情報が関係文書に含まれている必要である。

評価に必要なと思われる情報の中でも、最も重要と思われるのは、当初から本格調査の成果は如何なる活用のされ方が期待されていたのかということ、すなわち、活用の目標であり、これにより、例えば、事後評価を実施する際に、当該対象案件の活用度を測るための視点が明確にできる。

活用の目標は、評価の実施のみならず、開発調査案件を実施していくに当たっても重要な情報である。活用の目標を事前に明確にしておくことにより、本格調査でより実施可能性が高い提言が導き出され活用度も向上することになる。結果として開発調査全体の有効性が向上することが期待できる。

---

<sup>2</sup>要請書に添付されたTOR、案件審査中の文書および事前調査派遣前の文書、事前調査報告書およびS/W等。